

入札監理小委員会における審議の結果報告 港湾、空港における発注者支援業務

国土交通省、内閣府の標記業務（発注補助業務、技術審査補助業務、監督補助業務、品質管理補助及び施工状況確認補助業務）について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

港湾、空港の工事発注、技術審査、監督、品質監視及び施工状況確認に係る補助・支援業務を行うものであり、公共サービス改革基本方針（平成 23 年 7 月 15 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定され、市場化テストは 5 回目。（業務量等を勘案し、各地方整備局又は事務所毎に単年又は 2 年の契約。）

2. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点】

民間事業者へのヒアリング等を実施し、その結果を踏まえ、競争性改善のための具体的な方策を検討しているか。

【対応】

これまでの市場化テストにおいて入札参加資格の要件緩和等は継続して行ってきたことから、今回は特段、実施要項（案）の修正は行わず、技術者の確保と育成の取組みに努めることとした。

3. 実施要項（案）の審議結果について

実施要項（案）の修正を伴う委員の意見はなかったが、以下の点について指摘があった。

- 落札者の決定について、できるだけ早期に実施すること。（この点については、暴力団排除の照会などの手続きに時間を要するため、決定が 3 月上旬になる場合があることを確認した。）
- 業務実績に関する要件について、港湾・空港工事に関する業務に限定しているが、新規参入の観点から、要件緩和を検討してほしい。
- 今回、港湾・空港関係の事業者にアンケートを実施しているが、その他業種（土木など）の事業者にも聞き取りを行い、情報収集をしてほしい。
- 総合評価における評価方法について、資格や実績だけでなく事業者の提案をより評価することを検討してほしい。
- 契約年数について、より長期の複数年化を検討してほしい。

4. パブリックコメントの結果について

平成 27 年 10 月 26 日から 11 月 9 日まで実施されたパブリックコメントにおいて、1 者から 1 件の意見が寄せられたが、実施要項（案）の修正には至らなかった。

以上